

## 【協議事項（１）】令和８年度福津市国民健康保険税率等について

### ① 子ども・子育て支援金分について

#### ア 県仮算定における県全体の納付金額

５５億１，７４９万３千円

#### イ 仮算定時に用いた軽減措置

##### ・保険基盤安定繰入金（保険者支援分・子ども分）

国の指針によると、「医療給付費等に対する保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の割合を子ども・子育て支援金に乗じることで、保険基盤安定繰入金（保険者支援分・子ども分）を推計する。なお、医療分の代わりに後期分であれば、後期高齢者支援金等に対する保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の割合を用いることも考えられる。」とされています。今回の仮算定で、県は後期分の割合を用いた算出方法を採用しています。

##### ・１８歳未満保険料軽減

国の指針によると、「医療給付費等もしくは標準保険料率（医療分）の算定に必要な保険料総額に対する１８歳未満の被保険者に係る保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、未就学児均等割保険料軽減繰入金、産前産後保険料軽減繰入金の割合を、子ども・子育て支援納付金もしくは標準保険料率（子ども分）の算定に必要な保険料総額に乗じることで、１８歳未満保険料軽減額を推計する。（医療分の代わりに、後期分であれば後期高齢者支援金等に対する保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、未就学児均等割保険料軽減繰入金、産前産後保険料軽減繰入金の割合等を用いることも考えられる）とされています。今回の仮算定で、県は後期分の割合を用いた算出方法を採用しています。

#### ウ 県仮算定における福津市の納付金額

３，２０３万４千円

#### エ 算定方法（仮算定において県が用いた標準保険料率等の算出手法）

##### ・算定方式 ３方式〔所得割、均等割（人）、平等割（世帯）※１〕

※１ 均等割は国保に加入する世帯の加入者数に、平等割は世帯に課税されるものです

##### ・応能：応益 $\beta$ ：１

##### ・標準的な収納率 医療分と合算した収納率を従来のルールに基づき算出

##### ・賦課限度額 国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の基準の額のとおり

# 3 令和8年度納付金算定結果の概要

## 歳出

保険給付費 ※国が示す推計方法より算定	3,404 億円 ( ▲ 33 億円、 ▲ 1.0% )
後期高齢者支援金等 ※係数通知等より算定	653 億円 ( ▲ 12 億円、 ▲ 1.8% )
介護納付金 ※係数通知等より算定	212 億円 ( ▲ 5 億円、 ▲ 2.2% )
子ども・子育て支援納付金 ※係数通知等より算定	55 億円 ( +55 億円、 皆増 )
その他 ( 予備費等 )	21 億円 ( +2.4 億円、 + 12.8% )
計 【A】	4,345 億円 ( +8 億円、 + 0.2% )

## 歳入

前期高齢者交付金 ※係数通知等より算定	1,332 億円 ( ▲ 24 億円、 ▲ 1.8% )
定率国庫負担金 ※歳出に応じた定率負担	899 億円 ( 11 億円、 + 1.3% )
国普通調整交付金 ※係数通知額	354 億円 ( 5 億円、 + 1.5% )
県繰入金 ※歳出に応じた定率負担	219 億円 ( 3 億円、 + 1.3% )
高額医療費負担金等 ※係数通知額	94 億円 ( 0 億円、 + 0.5% )
保険者努力支援制度 ※係数通知額	15 億円 ( ▲ 3 億円、 ▲ 16.7% )
決算剰余金	0 億円 ( ▲ 17 億円、 ▲ 100.0% )
その他 ( 緩和措置等 )	18 億円 ( ▲ 4 億円、 ▲ 16.9% )
計 【B】	2,930 億円 ( ▲ 28 億円、 ▲ 0.9% )
国保事業費納付金 【A】 - 【B】	1,415 億円 ( 35 億円、 + 2.6% )

被保険者数 885 千人 ( ▲24千人、 ▲2.6% )  
うち介護2号被保険者数 292 千人 ( ▲4千人、 ▲1.5% )

( ) 対前年度本算定

## 2 令和8年度の納付金算定における主な変更箇所

### 子ども・子育て支援納付金について

#### ● 算定方法は次のとおり

- ・ 算 定 方 式 3方式
- ・ 応 能 : 応 益 3 : 1
- ・ 均等割 : 平等割 6 : 4
- ・ 標準的な収納率 医療分等と合算した収納率を従来ルールに基づき算出
- ・ 賦 課 限 度 額 国民健康保険法施行令及び地方税法施行令の基準どおりの額

#### ● 各種係数の推計方法は下図のうち赤枠のとおり（令和7年10月31日 仮係数通知の参考資料より抜粋）

#### < 保険基盤安定繰入金（保険者支援分・子ども分） ※ 納付金の算定に影響 >

##### 考えられる推計方法

- ① 保険基盤安定繰入金（保険者支援分・子ども分）を「0円」とする。
- ② 医療給付費等に対する保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の割合を子ども・子育て支援納付金に乗じることで、保険基盤安定繰入金（保険者支援分・子ども分）を推計する。（医療分の代わりに、後期分であれば後期高齢者支援金等に対する保険基盤安定繰入金（保険者支援分）の割合を用いることも考えられる。）

#### < 18歳未満保険料軽減額 ※ 標準保険料率の算定に影響 >

##### 考えられる推計方法

- ① 18歳未満保険料軽減額を「0円」とする。
- ② 医療給付費等もしくは標準保険料率（医療分）の算定に必要な保険料総額に対する18歳未満の被保険者に係る保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、未就学児均等割保険料軽減繰入金、産前産後保険料軽減繰入金の割合を、子ども・子育て支援納付金もしくは標準保険料率（子ども分）の算定に必要な保険料総額に乗じることで、18歳未満保険料軽減額を推計する。（医療分の代わりに、後期分であれば後期高齢者支援金等に対する保険基盤安定繰入金（保険料軽減分）、未就学児均等割保険料軽減繰入金、産前産後保険料軽減繰入金の割合等を用いることも考えられる。）
- ③ 都道府県において試算した子ども分の均等割の標準保険料率を用いて、市町村において子ども分の18歳未満保険料軽減額を積算し、都道府県において各市町村が積算した額を合算し、18歳未満保険料軽減額を推計する。

オ 市の標準保険料率について（仮算定結果）

所得割 0.21%

平等割（人） 993円 ※18歳以上均等割額：53円を含む

均等割（世帯） 995円

・一人当たりの税額

【福津市の納付金額 ÷ 18歳以上の被保険者数（見込）】

32,034,000円 ÷ 9,795人 = 3,270円（年額）

※月額約274円

## ② 納付金の医療分、後期高齢者支援金分、介護分について

### ア 「仮算定に基づく納付金の算定及び標準保険料率」算定結果について

	令和7年度（本算定）	令和8年度 仮算定	対前年度比較
被保険者数	11,471人（一般）	10,842人（一般）	△629人
一般納付金（医療分）	1,171,549,613円	1,156,680,607円	△14,869,006円
後期高齢者支援金等納付金分	403,396,763円	393,665,083円	△9,731,680円
介護納付金分	128,802,571円	124,152,578円	△4,649,993円
子ども分		32,034,155円	32,034,155円
納付金（合計）	1,703,748,947円	1,706,532,423円	2,783,476円

#### 【令和8年度納付金の仮算定の結果について】

- ・県全体の算定において、保険給付費（医療分）、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分の歳出額が減少しているが、子ども・子育て支援納付金の創設により、県全体の納付金額は増加している。
- ・県内の保険料統一化に向けて、令和7年度の納付金算定から、医療費指数（ $\alpha$ ）を毎年度0.1ずつ縮小させており、令和8年度においては、 $\alpha = 0.8$ となっている。このことに伴って保険料の急激な上昇を抑えるための緩和措置がある。
  - 納付金の増加及び減少に対する緩和措置（市町村間の分かち合い）【納付金に反映】
  - 県財政安定化基金活用による納付金増加市町村への緩和措置【納付金に反映】
  - 納付金額増加市町村への特別交付金（県繰入金2号分）の交付【令和8年度は交付なし】
- ・一人当たりの納付金は、緩和措置が適用された結果、157,400円（子ども分を含む）となった。（令和7年度本算定時：148,527円と比べて8,873円の増）
- ・福岡県の一人当たりの保険給付費は、令和3年度以降、高い状況で推移しており、令和3年度においては納付金との乖離があったため、令和4年度以降、県国民健康保険特別会計の財源不足にならないよう算定されている。令和8年度以降も一人当たりの保険給付費は伸びていくことが見込まれたうえで、令和8年度納付金が算定されている。
- ・福岡県の国保特別会計の決算剰余金について、一人当たりの納付金額に大幅な増加が見込まれる場合、納付金減算のための財源として活用することとなっており、令和7年度については、本算定において、一人当たり納付金額の大幅な増加を抑えるために県の決算剰余金が活用された。令和8年度の仮算定結果においては、県平均の一人当たり納付金額は、前年度から増加（子ども分を含む増加：8,490円※前年比+5.6%、子ども分を含まない増加5,550円※前年比+3.7%）しており、納付金減算への活用を含めた検討がされている。

（令和8年度国保事業納付金の仮算定結果資料より抜粋）

# 〇保険料水準統一加速化プラン（第2版）（概要）

出典：令和6年6月26日付 厚生労働省国民健康保険課通知「保険料水準統一加速化プランの改定について」

## 保険料水準の統一の意義・定義

### 統一の意義

- ① 保険料変動の抑制：特に小規模な保険者で、高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制可能。
- ② 被保険者間の公平性確保：保険運営の都道府県単位化を踏まえ、都道府県内のどの市町村でも、同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられることで被保険者の公平性が確保可能。（保険運営の都道府県単位化は平成30年度国保改革で実現済）

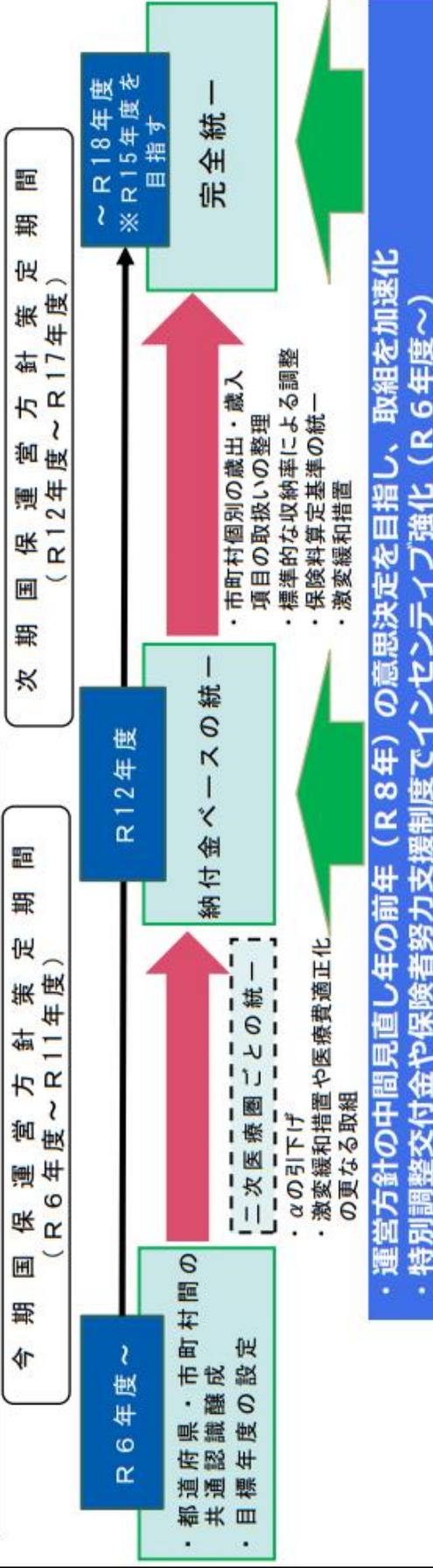
### 統一の定義

- 納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない
- 完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

### 統一の目標年度

- 納付金ベースの統一：令和12年度保険料算定までの達成を目標とする。  
今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に向けた取組の加速化を進める。
- 完全統一：全国において、次期国保運営方針期間（令和12～17年度）の中間年度（令和15年度）までの移行を目指しつつ、遅くとも令和17年度（令和18年度保険料算定）までの移行を目標とする。  
※完全統一についても、今期国保運営方針の中間見直し年度の前年（令和8年）に目標年度の意思決定ができるよう取組を進める。

## 保険料水準の統一のスケジュール



## αの縮小にもなう統一の進め方〔第2期福岡県国保運営方針より〕

- 2025（令和7）年度納付金算定から、医療費指数反映係数（α）を毎年度0.1ずつ縮小させる。

〔年度ごとのαの設定スケジュール〕

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
αの値	1	0.9	0.8	0.7	0.6	0.5

- αの縮小にあたっては、保険料の急激な上昇を抑えるため、次の緩和措置を講じる。

- ① 納付金の増加及び減少に対する緩和措置（市町村間の分かち合い）【納付金に反映】

$$\left[ \boxed{\text{納付金額}} (\alpha = 0.8) - \boxed{\alpha = 1 \text{で算定した納付金額}} \right] \times \text{各年度で定める割合} (\ast 1)$$

〔※1〕各年度で定める割合

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
割合	—	1/2	1/3	1/4	1/5	1/6

- ② 県財政安定化基金（財政調整事業分）活用による納付金増加市町村への緩和措置 【納付金に反映】

$$\boxed{\alpha \text{の縮小の影響による対前年度納付金増加額}} (\ast 2) \times \left[ \boxed{\text{保険者努力支援制度}} (\text{取組評価分}) \text{得点率} (\ast 3) + \boxed{\text{調整係数}} (\ast 4) \right]$$

〔※2〕前年度における緩和措置（市町村間の分かち合い及び県財政安定化基金の活用）を適用した後の納付金額からの増加額

〔※3〕納付金算定年度の前年度の得点率を使用

〔※4〕財政安定化基金（財政調整事業分）の残高や保険者努力支援制度の得点率等の状況等を勘案し、各年度で一定の調整係数を加算する

- ③ 納付金増加市町村への特別交付金（県繰入金2号分）の交付 【令和8年度に各市町村に交付】

$$\left[ \boxed{\text{納付金額}} (\alpha = 0.8) - \boxed{\alpha = 0.9 \text{で算定した納付金額}} \right] \times 1/2$$

## イ 令和8年度保険税等収納額の見込みについて

令和8年度の現年度分の保険税収入は、仮に保険税率を据え置いた場合、令和7年10月末の調定額と、今後の被保険者数の減少を見込み試算した結果、11億3,621万7千円の見込みとなりました。

また、軽減分を含めた保険税収入全体は、保険基盤安定繰入金（保険税軽減分）1億9,785万3千円、未就学児均等割保険料繰入金286万6千円、産前産後保険料繰入金90万3千円を加算し、約13億8,296万7千円の見込みとなりました。

加えて、納付金等を賄うための保険税収納必要額が約13億7,727万6千円となる見込みとなるため、差引して約600万円の財源余剰が生じる見込みです。

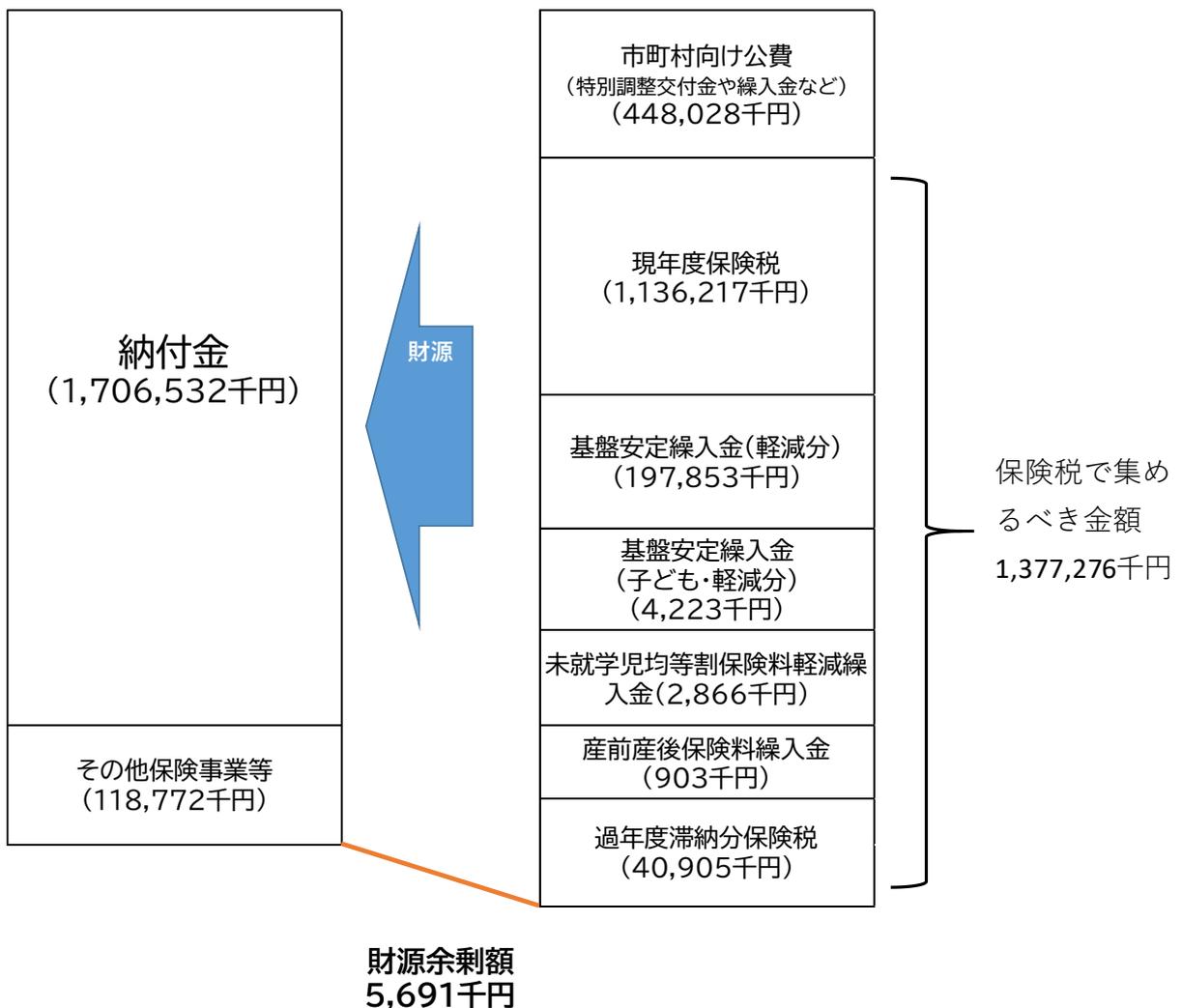
令和7年度の保険税率を令和8年度も据え置いた場合

### 【令和8年度 納付金と保険税の関係】

歳出見込 1,825,304千円

<

歳入見込 1,830,995千円



## ウ 県単位化（平成30年度）以降の本市の保険税率と基金積立てについて

平成30年度の県単位化に伴い、福津市では、保険税率の改正を平成30年度、令和2年度、令和7年度に実施しました。

福津市では、平成29年度以降、決算補填のその他繰入（赤字繰入）は行っていません。また、令和7年度の税率改正は、基金残高の状況を踏まえながら、基金の繰り入れ（3,486万5千円※令和7年度当初予算額）を前提として保険税率の引き下げを行っています。

各年度末	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度 (見込)
国保特別準備基金残高 (千円)	36,124	46,653	53,274	152,000	176,063	264,073	282,085	259,113

※令和7年度においては令和6年度末残高から、積み立て（+）：1,189万3千円、取り崩し（-）：3,486万5千円を行う予定です。

令和8年度の納付金に対して、令和7年度の保険税率を据え置いた場合、試算の結果として、全体としては約600万円の余剰が発生する見込みであることに加えて、子ども・子育て支援金の導入による負担増や、基金残高の状況を踏まえると、保険税の引き下げについて検討する余地があると考えられます。

納付金に対する財源余剰額の内訳としては、医療分として約230万円の不足、後期高齢者支援金分として160万円の余剰、介護納付金分として230万円の不足、子ども分として、900万円の余剰を見込んでいます。

あくまでも県が提示した令和7年11月の仮算定の結果を踏まえてではありますが、県全体で試算し、示された納付金に対して、福津市の現行税率等で試算すると、結果として、医療分、介護分に不足が生じ、後期高齢者支援金分と子ども分に余剰が生じると試算されました。

この区分ごとの保険税額と保険税収納必要額に大きな差があることは、県内の保険料率水準統一時に、保険税の急激な負担の増加が、一部の人に発生する可能性があるため、県が示す標準保険料率で算定された納付金額の割合に近づけていくことが望ましいと考えられます。

## エ 今後の保険税について

### <国保を取り巻く状況>

- 物価高騰による厳しい経済状況が継続している。
- 国保被保険者数の減少が見込まれるため、保険税算定において調定額・収納額が減少する見込みだが、所得の上昇が継続しており、一人当たりの賦課額は上昇する可能性がある。
- 国保の被保険者数は減少傾向にあるが、70歳以上の被保険者数の割合が増加し、一人当たり保険給付費は今後も伸びていく見込み。
- 国保の被保険者の割合を大きく占めていた団塊の世代（昭和22年～昭和24年生まれ）は、令和6年度末までには後期高齢者医療保険に移行しましたが、ゆるやかな被保険者の減少が見込まれる。
- 令和6年4月に後期高齢者制度の負担率が見直された（令和4年、令和5年：11.72%→令和6年、令和7年：12.67%）。
- 令和4年10月に行われた被用者保険の適用拡大が令和9年10月にさらに拡大される予定。（従業員規模36人以上の企業が新たな適用対象となる等）。
- 令和4年4月から、未就学児の均等割軽減（5割軽減）の制度が導入された。
- 令和5年4月から、出産育児一時金が50万円に増額された（令和4年度は42万円）。また、令和9年以降となる見通しだが、公的保険で全額賄うことの検討を開始している。
- 令和6年1月から、出産する被保険者の産前産後に該当する期間の保険税免除制度の開始された：出産の前月から出産の2か月後までの4か月間（多胎の場合は3か月前からの6か月間）の保険税を減額する。
- 令和7年度には国民健康保険税の賦課上限額は109万円に引き上げられた。

### <福津市の現状>

- 令和2年度の改定時は、単年度ごとの保税見直しではなく、令和2、3年の2年間を見込みでの保険税率の見直しを行っていた。
- 長引く新型コロナウイルス感染症の影響から物価上昇等の影響による経済的にも厳しい状況が継続しているため、令和4年度・令和5年度・令和6年度においては、保険税率を据え置きとしたが、保険料水準の完全統一を考慮し引き下げを実施した。
- 令和6年度以降は単年度ごとに保険税率等の見直しを行うこととしている。
- 令和7年12月時点における令和7年度の決算見込みとしては、基金の取り崩しを実施する見込み（※保険給付費や国・県交付金の金額が未確定であるため、予算上の見込み）。
- 被保険者数は減少していくが前期高齢者の割合は今後も高い状態で推移する見込み。
- 一人当たり保険給付費の高い状態は継続するが、被保険者数の減少から保険給付費全体としては減少する見込み。

●令和6年度以前には、県が算定して示す納付金の合計額に対する、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の各区分の割合と、福津市の令和6年度時点の保険税率等において保険者から集める保険税の各区分の割合には乖離がありました。県内の保険料率水準の完全統一化に向けて、令和7年度の税率等は、県の示す配分に近づけていくことを目的に保険税率等を改正し、乖離はいずれの区分も±1%未満となりました。令和7年度の現行税率を令和8年度も据え置いた場合、約600万円の余剰が見込まれることと、県が示す標準保険料率等と市の税率等に乖離の是正を念頭に置きながら、令和8年度の保険税率等について、次項に示す方向性で協議をお願いしたいと考えています。

【県の示す納付金の各区分の割合と市の保険税各区分の割合の乖離】

令和6年度	R7年度 納付金額（円） （R7.1月本算定時）	A 納付金で示された 各区分の割合 （各区分／合計）	B R7 保険税率 改定前における 各区分の割合	C R7 保険税率 改定後における 各区分の割合	納付金に占める各区分と改定 前後の各区分割合の乖離	
					改定前 （A-B）	改定後 （A-C）
医療	1,171,549,613円	68.76%	70.90%	68.77%	2.14%	0.01%
支援	403,396,763円	23.68%	22.10%	23.96%	1.58%	0.28%
介護	128,802,571円	7.56%	7.00%	7.27%	0.56%	0.29%
合計	1,703,748,947円	100.00%	100.00%	100.00%	—	—

令和7年度	R8年度 納付金額（円） （R7.12月仮算定時）	D 納付金で示された 各区分の割合 （各区分／合計）	E R7 保険税率を 据置く場合の 各区分の割合	F 保険税率を 見直した場合の 各区分の割合	納付金に占める各区分と改定 前後の各区分割合の乖離	
					据置時 （D-E）	見直し案 （D-F）
医療	1,156,680,607円	69.08%	69.14%	69.07%	0.07%	0.00%
支援	393,665,083円	23.51%	23.60%	23.63%	0.09%	0.12%
介護	124,152,578円	7.41%	7.25%	7.30%	0.16%	0.12%
合計	1,674,498,268円	100.00%	100.00%	100.00%	—	—

## 【今後の保険税率等の方向性等】

子ども分については、県が示す標準保険料率等とする。

また、医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分については以下の方向性を提案する。

### ◆ 案A 現行の保険税率等を据え置く

令和8年度の保険税率について、保険税率等は据え置きとし、各区分の見直しは行わない。(子ども・子育て支援金は県の算定を採用することとする)

<財源余剰見込み額：およそ600万円>

### ◆ 案B 保険税率等を見直す

令和8年度の保険税率について、県が算定に用いている算定方法に近づけることと、「新しく創設される子ども・子育て支援金による納付額の上昇」の緩和を念頭に置き、税率等を見直しを検討する。

<財源不足見込み額：およそ50万円>

A 令和7年度の税率を据え置いた場合

(単位:千円)

		医療分	支援金分	介護分	子ども分	合計
保険税	現年度分	765,106	261,168	80,275	30,560	1,137,109
	過年度分	28,394	8,598	3,913		40,905
	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)※1	134,872	48,554	13,758		197,184
	基盤安定繰入金 (子ども・軽減分)	0	0	0	4,223	4,223
	未就学児均等割保険料軽減繰入金	2,108	759	0		2,867
	産前産後保険料軽減繰入金	670	225	9		904
	計	931,150	319,304	97,955	34,783	1,383,192
保険税収納必要額 ※2		933,512	317,712	100,199	25,854	1,377,277
財源不足額		▲ 2,362	1,592	▲ 2,244	8,929	5,915

※1 保険基盤安定繰入金：低所得者への保険税軽減分を一般会計から補てん（法定内）

※2 保険税収納必要額：納付金等を賄うための保険税必要額（その他繰入金を補てんしない前提）

【A 現在の保険税率（令和7年度）】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(子ども分)
所得割	7.80 %	2.50 %	2.20 %	0.21 %
均等割 (人)	25,000 円	9,000 円	13,500 円	993 円 (うち、18歳以上 均等割額：53円)
平等割 (世帯)	25,000 円	9,000 円	-	995 円

※子ども分は県仮算定における標準保険料率を記載

B 税率を見直した場合<医療分平等割24,000円(▲1000円)/支援金分平等割8,800円(▲200円)>

(単位:千円)

		医療分	支援金分	介護分	子ども分	合計
保 険 税	現年度分	759,986	259,973	80,179	30,560	1,130,698
	過年度分	28,394	8,598	3,913		40,905
	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)※1	134,872	48,554	13,758		197,184
	基盤安定繰入金 (子ども・軽減分)	0	0	0	4,223	4,223
	未就学児均等割保険料軽減繰入金	2,108	759	0		2,867
	産前産後保険料軽減繰入金	670	225	9		904
	計	926,030	318,109	97,859	34,783	1,376,781
保険税収納必要額 ※2		933,512	317,712	100,199	25,854	1,377,277
財源不足額		▲ 7,482	397	▲ 2,340	8,929	▲ 496

※1 保険基盤安定繰入金：低所得者への保険税軽減分を一般会計から補てん（法定内）

※2 保険税収納必要額：納付金等を賄うための保険税必要額（その他繰入金を補てんしない前提）

【B 保険税率等を見直した場合の保険税率】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(子ども分)
所得割	7.80 %	2.50 %	2.20 %	0.21 %
均等割 (人)	25,000 円	9,000 円	13,500 円	993 円 (うち、18歳以上 均等割額：53円)
平等割 (世帯)	24,000 円	8,800 円	-	995 円

青字：減額

※子ども分は県仮算定における標準保険料率を記載

C 県の標準保険料率どおり

(単位:千円)

保険税		医療分	支援金分	介護分	子ども分	合計
	現年度分	782,361	279,509	105,058	30,560	1,197,488
	過年度分	28,394	8,598	3,913		40,905
	保険基盤安定繰入金 (保険税軽減分)※1	134,872	48,554	13,758		197,184
	基盤安定繰入金 (子ども・軽減分)	0	0	0	4,223	4,223
	未就学児均等割保険料軽減繰入金	2,108	759	0		2,867
	産前産後保険料軽減繰入金	670	225	9		904
	計	948,405	337,645	122,738	34,783	1,443,571
	保険税収納必要額 ※2	933,512	317,712	100,199	25,854	1,377,277
財源不足額	14,893	19,933	22,539	8,929	66,294	

※1 保険基盤安定繰入金：低所得者への保険税軽減分を一般会計から補てん（法定内）

※2 保険税収納必要額：納付金等を賄うための保険税必要額（その他繰入金を補てんしない前提）

【C 県が示した福津市の標準保険税率（令和8年度仮算定時）】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(子ども分)
所得割	7.55 %	2.47 %	3.31 %	0.21 %
均等割 (人)	27,789 円	10,793 円	16,365 円	993 円 (うち、18歳以上 均等割額：53円)
平等割 (世帯)	27,446 円	10,664 円	-	99 5円

※子ども分は県仮算定における標準保険料率を記載

【A 現在の保険税率（令和7年度）】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(子ども分)
所得割	7.80 %	2.50 %	2.20 %	0.21 %
均等割 (人)	25,000 円	9,000 円	13,500 円	993 円 (うち、18歳以上 均等割額：53円)
平等割 (世帯)	25,000 円	9,000 円	-	995 円

※子ども分は県仮算定における標準保険料率を記載

【B 保険税率等を見直した場合の保険税率】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(子ども分)
所得割	7.80 %	2.50 %	2.20 %	0.21 %
均等割 (人)	25,000 円	9,000 円	13,500 円	993 円 (うち、18歳以上 均等割額：53円)
平等割 (世帯)	24,000 円	8,800 円	-	995 円

青字：減額

※子ども分は県仮算定における標準保険料率を記載

【C 県が示した福津市の標準保険税率（令和8年度仮算定時）】

	医療分	後期高齢者 支援金分	介護納付金分	(子ども分)
所得割	7.55 %	2.47 %	3.31 %	0.21 %
均等割 (人)	27,789 円	10,793 円	16,365 円	993 円 (うち、18歳以上 均等割額：53円)
平等割 (世帯)	27,446 円	10,664 円	-	995 円

※子ども分は県仮算定における標準保険料率を記載

モデルケース(1)

○パターン① 1人世帯7割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
人数(介護人数)	1 (1)	
収入状況	収入	1,080,000
	所得	430,000
	軽減判定	7割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	15,000	14,700	-300	98.0%
支援金分	5,400	5,300	-100	98.1%
介護分	4,000	4,000	0	100.0%
年税額	24,400	24,000	-400	98.4%

○パターン② 1人世帯5割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
人数(介護人数)	1 (1)	
収入状況	収入	1,370,000
	所得	720,000
	軽減判定	5割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	47,600	47,100	-500	98.9%
支援金分	16,200	16,100	-100	99.4%
介護分	13,100	13,100	0	100.0%
年税額	76,900	76,300	-600	99.2%

○パターン③ 1人世帯2割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
人数(介護人数)	1 (1)	
収入状況	収入	1,615,000
	所得	965,000
	軽減判定	2割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	81,700	80,900	-800	99.0%
支援金分	27,700	27,600	-100	99.6%
介護分	22,500	22,500	0	100.0%
年税額	131,900	131,000	-900	99.3%

○パターン④ 1人世帯軽減なし(所得100万円)

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
人数(介護人数)	1 (1)	
収入状況	収入	1,650,000
	所得	1,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	94,400	93,400	-1,000	98.9%
支援金分	32,200	32,000	-200	99.4%
介護分	26,000	26,000	0	100.0%
年税額	152,600	151,400	-1,200	99.2%

○パターン⑤ 1人世帯軽減なし(所得300万円)

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
人数(介護人数)	1 (1)	
収入状況	収入	4,300,000
	所得	3,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	250,400	249,400	-1,000	99.6%
支援金分	82,200	82,000	-200	99.8%
介護分	70,000	70,000	0	100.0%
年税額	402,600	401,400	-1,200	99.7%

モデルケース(1)

○パターン⑥ 2人世帯7割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
世帯人数(介護)	2(2)	
収入状況	収入	1,080,000
	所得	430,000
	軽減判定	7割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	22,500	22,200	-300	98.7%
支援金分	8,100	8,000	-100	98.8%
介護分	8,100	8,100	0	100.0%
年税額	38,700	38,300	-400	99.0%

○パターン⑦ 2人世帯5割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
世帯人数(介護)	2(2)	
収入状況	収入	1,660,000
	所得	1,010,000
	軽減判定	5割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	82,700	82,200	-500	99.4%
支援金分	28,000	27,900	-100	99.6%
介護分	26,200	26,200	0	100.0%
年税額	136,900	136,300	-600	99.6%

○パターン⑧ 2人世帯2割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
世帯人数(介護)	2(2)	
収入状況	収入	2,250,000
	所得	1,500,000
	軽減判定	2割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	143,400	142,600	-800	99.4%
支援金分	48,300	48,100	-200	99.6%
介護分	45,100	45,100	0	100.0%
年税額	236,800	235,800	-1,000	99.6%

○パターン⑨ 2人世帯軽減なし(所得200万円)

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
世帯人数(介護)	2(2)	
収入状況	収入	3,000,000
	所得	2,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	197,400	196,400	-1,000	99.5%
支援金分	66,200	66,000	-200	99.7%
介護分	61,500	61,500	0	100.0%
年税額	325,100	323,900	-1,200	99.6%

○パターン⑩ 2人世帯軽減なし(所得300万円)

(単位：円)

世帯状況	40～64歳	
世帯人数(介護)	2(2)	
収入状況	収入	4,300,000
	所得	3,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	275,400	274,400	-1,000	99.6%
支援金分	91,200	91,000	-200	99.8%
介護分	83,500	83,500	0	100.0%
年税額	450,100	448,900	-1,200	99.7%

モデルケース(1)

○パターン⑪ 3人世帯7割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳、39歳以下	
世帯人数(介護)	3(2)	
収入状況	収入	1,080,000
	所得	430,000
	軽減判定	7割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	30,000	29,700	-300	99.0%
支援金分	10,800	10,700	-100	99.1%
介護分	8,100	8,100	0	100.0%
年税額	48,900	48,500	-400	99.2%

○パターン⑫ 3人世帯5割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳、39歳以下	
世帯人数(介護)	3(2)	
収入状況	収入	1,970,000
	所得	1,300,000
	軽減判定	5割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	117,800	117,300	-500	99.6%
支援金分	39,700	39,600	-100	99.7%
介護分	32,600	32,600	0	100.0%
年税額	190,100	189,500	-600	99.7%

○パターン⑬ 3人世帯2割軽減

(単位：円)

世帯状況	40～64歳、39歳以下	
世帯人数(介護)	3(2)	
収入状況	収入	3,020,000
	所得	2,035,000
	軽減判定	2割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	205,100	204,300	-800	99.6%
支援金分	68,900	68,700	-200	99.7%
介護分	56,900	56,900	0	100.0%
年税額	330,900	329,900	-1,000	99.7%

○パターン⑭ 3人世帯軽減なし(所得300万円)

(単位：円)

世帯状況	40～64歳、39歳以下	
世帯人数(介護)	3(2)	
収入状況	収入	4,300,000
	所得	3,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	300,400	299,400	-1,000	99.7%
支援金分	100,200	100,000	-200	99.8%
介護分	83,500	83,500	0	100.0%
年税額	484,100	482,900	-1,200	99.8%

○パターン⑮ 3人世帯軽減なし(所得400万円)

(単位：円)

世帯状況	40～64歳、39歳以下	
世帯人数(介護)	3(2)	
収入状況	収入	5,550,000
	所得	4,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	378,400	377,400	-1,000	99.7%
支援金分	125,200	125,000	-200	99.8%
介護分	105,500	105,500	0	100.0%
年税額	609,100	607,900	-1,200	99.8%

モデルケース(1)

○パターン⑯ 2人年金受給世帯7割軽減

(単位：円)

世帯状況	65～74歳	
世帯人数(介護)	2(0)	
収入状況	年金収入	1,680,000
	所得	580,000
	軽減判定	7割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	34,200	33,900	-300	99.1%
支援金分	11,800	11,700	-100	99.2%
介護分	0	0	0	—
年税額	46,000	45,600	-400	99.1%

○パターン⑰ 2人年金受給世帯5割軽減

(単位：円)

世帯状況	65～74歳	
世帯人数(介護)	2(0)	
収入状況	年金収入	2,260,000
	所得	1,160,000
	軽減判定	5割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	94,400	93,900	-500	99.5%
支援金分	31,700	31,600	-100	99.7%
介護分	0	0	0	—
年税額	126,100	125,500	-600	99.5%

○パターン⑱ 2人年金受給世帯2割軽減

(単位：円)

世帯状況	65～74歳	
世帯人数(介護)	2(0)	
収入状況	年金収入	2,750,000
	所得	1,650,000
	軽減判定	2割軽減

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	155,100	154,300	-800	99.5%
支援金分	52,100	51,900	-200	99.6%
介護分	0	0	0	—
年税額	207,200	206,200	-1,000	99.5%

○パターン⑲ 2人年金受給世帯軽減なし(所得200万円)

(単位：円)

世帯状況	65～74歳	
世帯人数(介護)	2(0)	
収入状況	年金収入	3,100,000
	所得	2,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	197,400	196,400	-1,000	99.5%
支援金分	66,200	66,000	-200	99.7%
介護分	0	0	0	—
年税額	263,600	262,400	-1,200	99.5%

○パターン⑳ 2人年金受給世帯軽減なし(所得300万円)

(単位：円)

世帯状況	65～74歳	
世帯人数(介護)	2(0)	
収入状況	年金収入	4,335,295
	所得	3,000,000
	軽減判定	軽減なし

	改定前	改定後	差額	比率
医療分	275,400	274,400	-1,000	99.6%
支援金分	91,200	91,000	-200	99.8%
介護分	0	0	0	—
年税額	366,600	365,400	-1,200	99.7%

# 国民健康保険料（税）の前納

## 1. 収納に関する課題

- 保険制度への理解が不十分な外国人もおり、未納が多い状況。未納のまま帰国されると、徴収が極めて困難となる。
- 特に入国初年度は保険料が低いこともあり、限られた市町村のマンパワーでは、他の高額滞納者への収納対策を優先せざるを得ない。  
(参考) 応益割全国平均額は約52,000円/年。入国初年度で国内での前年所得のない場合は7割軽減の対象となり約16,000円/年。

## 2. 取組概要

- 入国初年度の保険料（税）について（※）、通常の納期限から前倒して納付させる仕組み（前納）を、令和8年4月以降自治体が導入できるよう、条例参考例や留意点等を示す。（※）内外無差別の観点で、外国人に限らず、帰国した日本人も同様の取扱いとする。
- 前納の納期限までに納付されない場合は督促等を行う。さらに可能であれば加入手続時に保険料（税）を任意で納付するよう促す取組を実施。これにより、早期に制度理解を促し、納付忘れを防止する。
- 前納を行った翌年度以降の保険料（税）は、通常どおり、各納期までに普通徴収（納付書又は口座振替等）により納付することとなるが、納付方法について周知を行うとともに、納付忘れを防止するために口座振替の推奨等を行う。

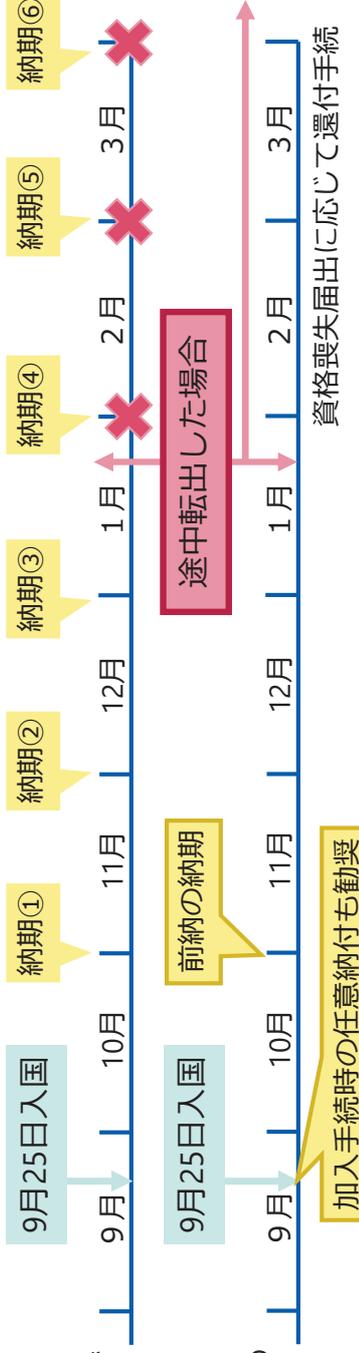
(例) 均等割年額52,000円の10期制の自治体：各期の均等割保険料は5,200円/月で、7割軽減の場合は約1,600円/月

### 通常の納期限

→9月25日入国の場合、7か月分保険料（7割軽減）で約1,600円/月

### 前納

→9月25日入国の場合、7か月分保険料（7割軽減）の約1,200円/年をまとめて前納



21

→ 前納を導入することにより、以下のメリットが見込まれる。

- ・ 保険者：令和9年6月以降、外国人の在留審査時に国保保険料（税）の収納情報を活用する予定であるところ、これは在留期間更新・資格変更申請を行う外国人に対しては有効な措置となるが、**当該申請を行わず在留期間の満了あるいはそれ以前に本国に帰国する外国人については、前納により納付を促すことが特に有効。**また、前納により納期限が1回に集約されるため、期別の収納状況の管理や督促、滞納処分を行うよりも作業量を集約できる。
- ・ 被保険者：期別の複数回の納付に比べて、保険料（税）の払い忘れを防ぎやすくなる。また、在留期間更新・資格変更申請を行う外国人については、在留審査時に国保保険料（税）の未納を理由に手続が滞ることを防ぐことができる（令和9年6月以降）。<sup>10</sup>